

要 望 書

全国市議会議長会は、地方行政関連施策についての要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和3年7月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 清 水 富 雄
(横浜市会議長)

全国市議会議長会地方行政委員会
委員 長 藤 丸 正 勝
(柳川市会議長)

目 次

【第 97 回定期総会 決議事項】

- 1 多様な人材の市議会への参画促進に関する決議…………… 1
- 2 ポストコロナ禍を展望した地方行財政の充実に関する決議…………… 6
- 3 新型コロナウイルス対策に関する決議…………… 10
- 4 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策
及び復旧・復興対策等に関する決議…………… 13

【第 159 回地方行政委員会 議決事項】

- 1 地方創生の推進について…………… 17
- 2 参議院選挙における合区の解消について…………… 19
- 3 政治分野における男女共同参画の推進について…………… 20
- 4 消防防災体制の充実強化について…………… 21
- 5 過疎地域の持続的発展について…………… 22
- 6 基礎自治体における持続可能な行政サービス提供のための
広域連携施策の拡充等について…………… 23
- 7 自治体デジタル・トランスフォーメーション推進への
支援等について…………… 25
- 8 基地対策関係予算の確保等について…………… 26
- 9 治安対策の強化等について…………… 27
- 10 所有者不明土地及び空き家対策について…………… 28
- 11 領土・主権対策等について…………… 30
- 12 日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の
負担軽減について…………… 31
- 13 人権救済制度の確立について…………… 32

1 多様な人材の市議会への参画促進に関する決議

地方分権が進み、市議会の役割と責任が増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には、多様化する民意の市政への反映と集約が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これからの市議会の使命に沿うものか、疑問を呈する指摘も多い。

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会の緊要な課題である。

加えて、先の統一地方選挙では、地方議会の無投票当選者の割合が高まるなど、小規模市議会では議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速により、議員のなり手不足が多くの市の共通問題になり得る懸念も否定できない。

多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため、我々市議会は、各市の実情を踏まえ、主体的・持続的な議会改革を進め、それぞれ市の最高意思決定機関として、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

については、市議会の現状と課題について市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提起能力の強化、政務活動費の適正な執行に努め、併せて社会のデジタル化に対応して議会運営の高度化・効率化を図るなど、議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組む。

同時に、多様な人材の市議会への参画を制度的に促進するため、労働法制の見直し、兼業（請負）禁止要件の緩和、広範多岐な議員活動の実態にふさわしい法的地位や報酬・福利厚生に係る仕組みの確立、さらに地方議会の一層の権能強化などに取り組む。

よって、国においては、下記事項について、一体的・総合的に検討し、成案が得られた方策から確実に実現されることを強く要望する。

記

第1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促すため、以下の環境整備を図ること。

1 地方議会の位置付け・議員の職務の明確化

議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、地方議

会の意思決定機関としての位置づけや住民の代表者としての議員の職責について、令和5年度の統一地方選挙までに地方自治法で明確化すること。

2 サラリーマンが立候補しやすい労働法制の見直し

今や就業者の9割をサラリーマンが占める。兼業・副業の意義が評価される中、若者や女性を含む幅広いサラリーマン層から市議会の議員に立候補しやすい、また、兼業を選択する場合も議員活動ができる環境を整える必要がある。

このため、例えば、弾力的な休暇の取得や勤務時間の設定、議員活動のための休職など、労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。

3 兼業（請負）禁止要件の緩和

地方議会議員の兼業（請負）禁止について、例えば、議員が個人として該当する場合と議員が法人の役員として該当する場合で要件が異なる現行制度を見直し、兼業（請負）禁止要件が立候補の過度な規制とならないよう、所要の措置を講じること。

4 選挙制度の見直し

統一地方選挙での選挙実施割合が長期的に低下傾向にある。有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、まずは、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。

併せて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げ、一般市の長・議員等に係る税法上の寄付金控除制度の創設について検討すること。

5 小規模市における議員報酬の引上げ等を促進する財政支援

（議員報酬の引上げ）

小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ないジレンマに苦悩する議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げることができるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

（兼業議員のための所得損失手当の創設）

小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には

困難な場合が多い。当面、サラリーマンも兼業を前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため、サラリーマンとして雇用先と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補填する所得損失手当（仮称）の創設を検討すること。

6 育児手当の創設

子育て世代の若者や女性の議会への参画を促進するため、期末手当のほか、育児手当の支給を可能とすること。

7 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

サラリーマン等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

8 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

(1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ、事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。

(2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。

- ① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備
- ② 本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット端末の配布（貸与）、議事の自動音声翻訳、その他議会のICT化の推進
- ③ 議員の調査研究、政策提起能力の涵養に資する研修会の開催、議会図書室の充実（公立図書館、大学図書館等との連携を含む）
- ④ 地域における子ども議会や女性議会の開催、有識者等との連携、その他市民との双方向のコミュニケーションの強化

9 地方自治教育の推進

教育の中立性の確保に十分配慮しつつ、地方自治とこれを支える地方選挙の重要性を子どもの時代から世代を超えて学習できる教育環境を整備すること。

第2 地方議会の権能強化

地方議会の行政監視機能や政策提起機能の充実を図る観点から、以下に掲

げる地方議会の権能を拡大すること。

1 議長に対する議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

2 条例による契約の締結、財産の取得・処分の議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため、議決を要する契約に係る種類・金額の要件及び財産の取得・処分に係る面積・金額の要件について、地域の社会経済状況の差異と議決を契約単位とすべきとする最近の判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、各自治体が地域の実情を考慮した基準により条例で要件を定めることができるようにすること。

3 予算修正権の制約の解消

議会の政策提起機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会の予算に対する関与を強化すること。

4 再議（一般的拒否権）の対象の明確化

地方自治法第 176 条第 1 項の一般的拒否権は、否決された議決については適用することができないと解されているが、明文化されておらず、議会が否決された事件が再議に付される事例が生じている。このため、否決事件を対象外とすることを明確に規定すること。

5 専決処分の対象の見直し

専決処分の対象について、議会が否決（不同意）した事件を対象外とする旨を明確に規定すること。

6 閉会中の委員会活動の制限の緩和

現行制度では、議会は、閉会中、その活動能力が失われ、例外的に議決により特定の事件を付託された委員会が、その付託された事件に限り活動能力が付与されている。

このため、常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

7 「オンライン開催」による委員会運営の指針等の明確化

新型コロナウイルス感染症対策の観点等から参集困難と判断される実情がある場合の、いわゆる「オンライン開催」による委員会運営については、その運用に係るQ&Aが総務省から示されているが、デジタル社会の急速な進展を踏まえ、委員会を開催すること自体が困難な場合以外の委員会への出席のあり方や本会議におけるオンライン活用などについて、その基本的な考え方を早期に明確にすること。

8 議会の招集日の変更

国の行政実例では、長が議会招集の告示をした後は招集日を変更することはできないとされており、多くの議会では、告示後に大きな災害・事故などによって議員の応招が困難な状況が生じた場合も、こうした扱いに従っている。最近の災害でも議員の応招が困難なため、定例会が流会となるおそれがあった。

このため、災害が多発する近況に鑑み、大きな災害・事故など議員の応招が極めて困難と認められる客観的理由が明らかにある場合、議会、とりわけ定例会の招集日の変更を可能とする措置を講じること。

9 意見書の積極的な活用について

全国の市議会から国会又は関係行政庁に提出された地方自治法第99条に基づく意見書については、これを調査・分析・評価し、国の政策立案に積極的に活用するとともに、その状況等を公表すること。

以上決議する。

令和3年5月26日

全国市議会議長会

2 ポストコロナ禍を展望した地方行財政の充実に関する決議

昨年来の新型コロナウイルス感染症の数次にわたる波状的なまん延は、国民生活や雇用環境に深刻な影響を及ぼし、地域経済に甚大な打撃を与えるとともに、人口減少・少子高齢化の加速やデジタル技術の進化などと相まって経済・社会・地域の構造変化に拍車をかけている。地方移住の増加やテレワークの普及など国民の価値観や生活態様も変わりつつある。

地方自治体、とりわけ都市地域の自治体では、現下の厳しい経済・社会状況の中、新たな行政需要に適切に対応しつつ、福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策の推進、地域の資源を活かした都市の再生や活力増進などに安定的・持続的に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、コロナ禍の先行きが見通せない現状においても、ポストコロナ禍のわが国の未来像を幅広く展望し、地方行財政の充実に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方税財政の充実

コロナ禍による厳しい経済局面が続き、令和4年度においても地方税の減収など大幅な財源不足が見込まれる地方財政状況を踏まえ、「基盤強化期間」(2019年度～2021年度)後の地方財政のあり方を明らかにすること。その際、コロナ禍によって顕在化・加速化した地方行財政に係る諸問題について丁寧な検証を行い、その評価結果を今後の対策に確実に反映すること。

(1) 地方税の充実確保等

令和2年度において大幅に減収した地方税の回復が見込めない中、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるほか、適正・公平な課税の実現と新たな課題に対応する観点から、以下の事項に取り組むこと。

- ① 土地に係る固定資産税について、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- ② ゴルフ場利用税の現行制度を堅持すること。
- ③ 電気・ガス供給業に係る収入金額課税の現行制度を堅持すること。
- ④ 法人課税に関する国際協調を踏まえて国内の税制を整備する場合は、

地方税制においても適切に対応すること。

- ⑤ 特別区においても法人住民税の減収補填債が発行できるよう、早急に法令を整備すること。

(2) 令和4年度一般財源総額の確保

コロナ禍の長期化によって地域経済の低迷が続き、地方財政の大幅な財源不足が懸念されるため、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実を図ること。

地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

地方の大幅な財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債が累増することがないように、その発行を可能な限り縮小すること。

(3) 地球温暖化対策への対応

2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロとする目標を達成するため、地方自治体は、住民への普及啓発、省エネ機器の普及助成、再生可能エネルギーの利用拡大や導入支援など地球温暖化対策に重要な役割を果たすことが期待されている。

地方自治体が、地域の実情に応じ、裁量をもって各般の対策を柔軟に推進することができる十分な規模の一般財源の確保が図られるよう、国において炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

2 地方創生の推進

コロナ禍により生じた人口の地方分散への兆しを逃すことなく、大都市における人口集中を是正し、多極分散型国土を実現するため、以下の取組を推進すること。

(1) 「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続・拡充

「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村に配慮すること。

(2) 地方創生関連交付金の拡充等

- ① 「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の予算枠の拡充と複数年度にわたる施設整備事業の採択件数の拡大を図ること。

また、交付に係る申請手続の簡素化を図ること。

- ② 地方の意見を踏まえ、「地方大学・地域産業創生交付金」の採択件数の拡大を図ること。
- ③ 地方創生に資するテレワークの推進、地方へのサテライトキャンパス設置などコロナ禍を踏まえた地方創生施策を積極的に展開すること。

3 地方分権の推進

提案募集方式の積極的な運用を図り、国から地方への事務・権限の移譲と義務付け・枠付けの緩和を進めること。その際、以下の事項に留意すること。

(1) 自治体の自主性の尊重

事務・権限の移譲に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の配置については、地方の自主性を十分尊重すること。

義務付け・枠付けの緩和に当たっては、「従うべき基準」の原則廃止又は参酌化に積極的に取り組むこと。

(2) 「議会の議決」の尊重

議会の議決を不要とする提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて、慎重に対応すること。

4 デジタル社会への対応

Society5.0の実現を視野にデジタル社会の形成を図るため、民間と協働しつつ、国と地方が一体となり諸施策を推進するに当たっては、以下の事項に十分配慮すること。

(1) 情報通信インフラの整備

地理的条件による情報格差を解消するため、各地域の実情に即して、5G、光ファイバーなど次世代情報通信インフラを早期に整備すること。

また、デジタル人材など専門技術人材の育成・確保を図ること。

(2) 個人の権利利益の保護

高度情報通信ネットワークの利用が個人の思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないように、個人情報の目的外利用や第三者への提供にかかる扱いを含め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

(3) 分散管理によるデジタル共通基盤の整備等

国・地方の情報システムの標準化・共通化、国・地方の保有情報のデー

データベース化とその有効活用などデジタル共通基盤の整備に当たっては、地方自治体の意見を十分踏まえ、自治体独自の活用にも配慮した柔軟なシステムとするとともに、それぞれの情報の管理主体が分散管理する方式を前提とすること。これらに伴う地方負担については、国による十分な財源措置を講じること。

また、地方の情報産業の発展やこれを支える人材の育成の妨げにならないよう十分配慮すること。

5 その他

次期以降の地方制度調査会の発足に当たっては、複雑・多様化する地方自治の制度と運用のあり方について、これまで以上に深慮で複眼的な審議を期待する観点から、以下の事項に取り組むこと。

(1) 構成メンバーの多様化

多様で複雑な地域の実態を熟知した有識者が参加し、地域の実情が審議に十分反映されるよう、幅広い分野からの委員構成に配慮すること。また、地方議会が主なテーマとなる際には、地方議会に精通する委員の選任に配慮すること。

(2) 総会開催数の拡充等

総会開催数、専門小委員会での地方代表の発言機会を拡充すること。

以上決議する。

令和3年5月26日

全国市議会議長会

3 新型コロナウイルス対策に関する決議

新型コロナウイルス感染拡大の第4波の到来により、一部の地域において、改正特措法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されたほか、再び緊急事態宣言が発令された。

昨年来、感染拡大防止策の長期化により地域経済が危機的な状況に追い込まれる中、更なる措置の適用で、対象地域はもとより、それ以外の地域においても国民生活や雇用環境に甚大かつ深刻な影響を及ぼしている。

そのような中、感染症の収束に向け、全ての国民を対象としたワクチン接種を円滑かつ着実に進めるとともに、今後の中長期的な社会経済の姿を構想しつつ、悪化する経済や疲弊する地域の再生のために必要な諸施策を迅速・果敢に講じるべきである。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の着実な推進とともに、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 感染症拡大防止等について

- (1) 感染力が強く重症化リスクの高い新型コロナウイルスの変異株の全国的な感染拡大を防ぐため、必要な場合には、迅速かつ的確に緊急事態宣言を発令するとともに、国として万全の措置を講じること。
- (2) 全国民を対象としたワクチン接種を円滑かつ着実に進めるため、ワクチン及び接種に必要な資材については、国の責任において十分な量を安定的に確保・供給すること。
- (3) ワクチン接種に際しては、市区町村が策定する接種実施計画を尊重するとともに、医療提供体制が脆弱な地域においても希望者が速やかに接種を受けられるよう支援策を講じること。
- (4) ワクチン接種を安心して受けられるよう、有効性、必要性、安全性及び副反応等のより具体的で正確な情報を、国民に対し適切かつ迅速に提供すること。

- (5) まん延防止等重点措置の適用及び解除に当たっては、対象区域の市区町村の意見を尊重し、機動的かつ柔軟な対応が可能となるようにすること。
- (6) 特措法に基づく都道府県知事の権限については、今後、検証を行った上で、指定都市・中核市・保健所設置市が要請する場合、財源と併せて移譲を受けることが可能な制度とすること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の自費検査を行う民間検査機関において陽性結果が出た場合、確実に保健所へ連絡が届く仕組みを早急に構築すること。

2 医療提供体制等の強化について

- (1) 医療資源の偏在調整のため、感染者が多く発生している地域に対し、医師や看護師を融通することが可能となる仕組みを設けること。
- (2) 医療機関の役割分担や連携を図り、重症者への医療に重点を置く医療提供体制を確立すること。その際、都道府県の区域を越えた地方自治体間の患者移動を円滑にする広域入院など柔軟な対応を可能とすること。
- (3) 緊急経済対策に沿って、感染症指定医療機関等における病床の確保、医療機器の整備、医療物資の確保等に対する支援を強化すること。
- (4) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地域の施策の実情に応じて柔軟な運用が可能となるようにするとともに、更なる増額を図ること。
- (5) 感染患者の受入れの有無にかかわらず、受診控えや感染予防対策等による減収で医療機関の経営がひっ迫した状況となっていることから、医療崩壊を未然に防ぎ、地域医療体制が維持できるよう、適切かつ十分な財政支援措置を講じること。
- (6) 今後、未知の感染症が再び脅威となる事態を想定し、保健所・地方衛生研究所体制を抜本的に強化すること。また、医療提供体制全体を危機管理の視点から早期に再構築すること。

3 偏見・差別・虐待等の防止について

- (1) 感染者、濃厚接触者、医療・介護従事者、日常生活に不可欠な業務に従事する者やその家族に対する偏見・差別を防止するため、国民に対し正確な情報提供を行うなど必要な対策を講じること。
- (2) 社会環境の変化や休業・失業等に伴う生活不安やストレスにより増加・深刻化している児童虐待・DV被害について、相談窓口や支援体制の周知及び充実を図ること。

4 経済対策等について

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、地方自治体が必要とする額を十分に確保し、早急に追加配分を実施するとともに、地域の実情に応じ適切かつ弾力的に運用できる制度とすること。
- (2) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の更なる延長を図るとともに、事業者や労働者に対し制度の周知や利用促進を図ること。
- (3) 消費拡大を喚起するための柔軟な交付金制度の創設など、景気浮揚施策を実施すること。

以上決議する。

令和3年5月26日

全国市議会議長会

4 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務である。

また、災害発生後の迅速な復旧・復興対策や災害時における新型コロナウイルス感染症対策も重要となっている。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 台風等による広域的な河川の氾濫対策のため、堤防整備や治水ダム建設など流域全体の関係者が協働する流域治水について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保を図ること。また、国道や地方道等の区分にとらわれない除排雪の実施など、連携した雪害対策の推進を図ること。

2 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。
- (2) 地震による建築物の倒壊防止のため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

3 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 緊急防災・減災事業債制度を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 頻発・激甚化する災害への対策やインフラの老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組む、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を着実に推進すること。また、インフラの防災・老朽化対策について、地方自治体に

とって自由度の高い交付金の創設などを図るとともに、公共施設等適正管理推進事業債の所要額確保及び期間延長を図ること。

- (3) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靱化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取組を推進すること。また、その他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靱化を図ること。

4 災害復旧・復興支援の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興事業に対する支援の充実強化を図ること。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (3) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、関係機関等が被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。
- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の補助金など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。なお、被災者生活再建支援法については、上限額の引上げを検討すること。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るだけでなく、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた取組を図ること。

5 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 避難所については住民の速やかな避難行動を促すためにも、冷暖房整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やかな配慮が可能となるよう支援体制の充実強化を図ること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症と自然災害の複合災害に備え、避難所における集団感染防止対策や設備・備品の確保、医療救護体制の整備など、災害対応に万全を期すため、十分な財政支援を講じること。また、応援職員やボランティア等に対する感染防止対策の推進を図ること。
- (3) 洪水や土砂崩れなどの危険度や避難経路を住民が正しく理解し、適切に避

難行動がとれるよう、ハザードマップの活用等による防災知識の普及啓発を強化し、国民全体に対する防災意識の醸成を図ること。

- (4) 地方自治体による適時的確な避難指示の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の導入・運営に係る十分な財政支援措置を講じること。また、線状降水帯予測向上のための二重偏波気象レーダーの設置や多機能型地震観測装置の老朽化対策について十分な財源を確保すること。
- (5) 災害ハザードエリアに居住する住民等について、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。

6 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

7 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

8 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、各地の原子力発電所において、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

以上決議する。

令和3年5月26日

全国市議会議長会

1 地方創生の推進について

我が国の急速な人口減少や少子高齢化が進む中、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり住みよい、活力ある地域社会を維持していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

地方自治体においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、地方創生に係る事業の推進に努めているが、今般の感染症対策の課題も加わり、経済活動の停滞による地域の活力低下が懸念される。

よって、国においては、下記事項について、実現されるよう強く要望する。

記

1 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な進展

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込まれた関連施策の進捗状況を管理するとともに、今後の社会経済情勢の進展に伴い、必要に応じて柔軟に総合戦略の見直しを行うこと。

2 地方への移住・定着の推進

地方への移住・定着の推進に向けて、地方大学の振興等による地域産業の担い手づくりや高等学校の機能強化等を図るとともに、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むこと。

3 未来技術の活用等

Society 5.0の実現に向けて、まち・ひと・しごとのあらゆる分野において、最先端のデジタル技術等を活用すること。その際、各地域の実情に即して、5G、光ファイバーなど次世代情報通信インフラの早期整備、デジタル人材など専門技術人材の育成・確保、データ活用の基盤整備などを積極的に推進すること。併せて、安全保障の観点から万全の保護が求められる情報については、法的措置を講じるとともに、必要な技術の確立やガイドラインの制定を図ること。

4 コロナ禍におけるテレワークの進展

テレワークの進展による地方移住の動きを促進するため、移住支援事業については、移住元の対象地域を拡大すること。また、企業に対し、サテライトオフィス創設などによる複数地域での就業・居住環境整備やデジタル技術の導入に係る支援を行うこと。

5 地方創生を総合的に支援する地方債の創設

地方創生のための魅力ある地域資源を活かした緊要度の高いまちづくりなどを戦略的に推進するため、特別な地方債を創設し、その元利償還金について交付税措置を講じること。

6 政府関係機関の地方移転の早期実現

政府関係機関の地方移転については、国の「政府関係機関移転基本方針」に基づき策定された「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」等に沿って検討及び検証を主体的に進め、早急かつ円滑にその完全実現を図ること。また、移転に伴う負担を地方に求めないこと。

7 地方への分散を促進する取組の推進

企業や人、物等について、東京一極集中から地方へ分散するよう、企業の地方移転や人の地方への移住等を促進する取組を積極的に推進すること。

8 地域運営組織への支援に係る財政措置

今後、持続可能な地域づくりや地方自治体の運営に向けて、住民が主体となる地域運営組織の役割はますます重要となることから、地域運営組織に財政的支援を行う地方自治体に対し、地域の課題解決に向け、より充実した支援ができるよう柔軟かつ自由度の高い交付金を創設するなど、地域の実情に応じた必要な財政措置を講じること。

9 地域おこし協力隊任期後の定住・定着支援事業の拡充

都会から地方への人の流れを促し、移住・定着につながるとともに地域活性化に資する地域おこし協力隊の更なる成果を上げるため、任期後の定着に向けた更なる支援策を講じること。

10 地域における多文化共生の推進

在留外国人の定着に向け、地方自治体が整備、運営する多言語による行政・生活情報の提供、相談体制の一元的窓口への支援を拡充すること。

2 参議院選挙における合区の解消について

二院制を採る我が国において、参議院は、憲法制定以来、一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を届ける役割を果たしてきた。

平成28年7月10日の参議院議員選挙において、人口が少ない県単位の選挙区を統合した初の合区による選挙が実施された。その後、参議院選挙比例区に「特定枠」が設けられたが、令和元年7月21日投開票の参議院議員選挙では、合区3県で過去最低の投票率を更新するなど、合区に起因した弊害が深刻度を増している。

合区による選挙は、住民の意思を適切に代表する制度とは言えず、人口のみにより単純に区割りを決定することは、地方の人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正し、地方自治体の活性化を目指した地方創生の流れにも反する。

このほか現在、合区対象は鳥取、島根、徳島、高知の4県であるが、今後大都市と地方の人口格差がさらに拡大し、合区対象県が増えることも懸念される。

よって、国においては我が国の民主主義と地方自治を守るため、合区を早急に解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度となるよう強く要望する。

3 政治分野における男女共同参画の推進について

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第67号）が令和3年6月10日に成立し、同月16日公布・施行された。同法律では、政党、国、自治体のほか、衆参両院、都道府県、市町村の各議会がそれぞれ政治分野における男女共同参画の推進に積極的に取り組む関係機関として明示された。また、市区町村議会は、関連する各種調査や環境整備、相談窓口の設置、人材の育成等が義務付けされており、今後各施策の積極的な展開が求められている。

よって、国においては、地方自治体の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を実効あるものとするため、必要な法制上の措置のほか、地方交付税措置の充実など所要の財政支援を行うよう強く要望する。

4 消防防災体制の充実強化について

近年、我が国では、東日本大震災をはじめ、大型台風、集中豪雨、豪雪、竜巻などによる大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。

各市町村は、火災や自然災害等から、住民の生命・身体・財産を守るため、総合的な消防防災体制の整備に努めているところであるが、今後発生が危惧される大規模災害に、迅速かつ的確に対応できるよう、更なる消防防災体制の充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実強化

消防防災体制の充実を図るため、防災拠点施設、消防水利施設、緊急消防援助隊施設等の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を充実強化すること。

2 消防防災通信ネットワークの充実強化

消防活動の指揮命令を支え、消防活動の遂行に必要不可欠な消防救急無線の運用に係る諸課題へ対応するため、財政措置を充実強化すること。

また、災害時における情報収集・伝達等の役割を担う市町村防災行政無線の整備促進及びデジタル化に伴う維持管理経費に対しても、財政措置を充実強化すること。

3 消防団の充実強化

地域の防災力の強化を図るため、安全対策も含めた装備の充実や装備基準の抜本的見直し、消防団施設の耐震化対策及び消防団員の待遇改善のため、財政措置を充実強化すること。

また、国民に消防団の重要性を理解してもらい、イメージアップを図ることにより、消防団員の入団を促進するため、全国的な啓発活動を充実強化すること。

4 消防広域化事業に対する財政措置の充実強化

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成30年4月1日改訂）を踏まえ、消防の広域化の推進に当たっては、引き続き必要な財政措置を充実強化すること。

5 過疎地域の持続的発展について

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、食料、水及びエネルギーの安定的な供給の機能を有し、豊かな自然や歴史、文化を有するとともに、国土・自然環境の保全や、森林による地球温暖化の防止などに大きく貢献している。

一方、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上等が喫緊の課題となっており、引き続き総合的かつ積極的な支援が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 過疎地域に対する財政措置の充実等

過疎地域の自立促進に必要な財源である過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額を確保するとともに、税源の乏しい過疎地域の安定的な財政運営が可能となるよう、地方交付税上特段の措置を講じること。また、住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤確立、持続可能な地域社会の実現に資する多様な主体の協働による地域社会の活性化、地域を担う人材育成等のほか、society5.0時代の到来も見据えた総合的な過疎対策の充実強化を図ること。

2 過疎地域への税制上の配慮

過疎地域への企業の進出、既存中小企業の活性化及び農林水産業の振興を推し進めるため、税制等の優遇措置を拡充・強化するとともに、税制の優遇措置に伴う減収分については、地方交付税により補填すること。

6 基礎自治体における持続可能な行政サービス提供のための広域連携施策の拡充等について

人口減少、少子高齢化など地域社会を取り巻く環境が大きく変容する中において、地域の持続可能性を高めるためには、各市町村において、基礎自治体として担うべき役割を踏まえ、市町村間の広域連携をはじめ、自主的な市町村合併、都道府県による補完などの多様な手法の中から最も適したものを自ら選択できることが有効である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 広域連携施策の推進

- (1) 定住自立圏・連携中枢都市圏や一部事務組合、広域連合等の事務の共同処理制度等の広域連携施策を引き続き推進するとともに、都道府県を越えた地域の連携など多様な広域連携のあり方を視野に入れ、その推進に当たっては、地方自治体の意見を十分反映すること。
- (2) 広域連携を推進するため、市町村間や、市町村と都道府県の連携、都道府県による事務の補完等に資する具体的な方策を検討するに当たっては、中心市と周辺市町村との「主導」「参画」関係を全国一律に求める定住自立圏・連携中枢都市圏「要綱」を見直すなど、「対等」「共同」関係に基づく多様な連携方式の選択を可能とすること。また、「ビジョン」策定や進捗プロセス管理などにおいて議会の関与を拡大すること。
- (3) 地方自治体が多様な手法の中から自ら選択した広域連携の手法により、持続可能な行政サービスを確保する取組については、中心市に偏ることなく周辺市町村が担う役割に応じて適切な財政措置を講じるとともに、その拡充を図ること。
- (4) 定住自立圏・連携中枢都市圏については、その推進経費に係る所要額を確保するとともに、今後も、地域の実情に応じた柔軟な連携を図ることができるよう対象要件の更なる緩和を図ること。
- (5) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込まれた地域間連携の推進等広域連携の各施策について積極的に支援すること。

2 合併市町村に対する財政措置の充実

- (1) 合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。

- (2) 普通交付税の合併算定替終了後においても安定的に行財政運営を行うことができるよう、合併市町村の実態を十分反映した交付税算定を行うこと。
- (3) 今後合併する市町村に対しても、十分な財政措置を講じること。

3 地方選挙における投票時の移動支援に要する経費の全額措置

現在、2分の1が財政措置されている地方選挙における投票時の移動支援に要する経費について、地方に負担を強いることなく選挙人の投票機会を確保するため、国政選挙と同様、全額国費により措置すること。

7 自治体デジタル・トランスフォーメーション推進への支援等について

「デジタル・ガバメント実行計画」改定が令和2年12月25日に閣議決定され、国においては、それを具体化するために「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が同日策定された。これに伴い自治体に取り組むべき重点事項などが目標時期とともに示されたが、今回の自治体DXの取組みは短期間で実施するものであるため、各自治体の現状に応じて、十分な支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 自治体デジタル・トランスフォーメーションの推進

(1) 自治体DX推進

各自治体のデジタル化の現状や周辺状況を十分に把握し、各自治体に見合った助言・支援を行うこと。財政的支援に留まらず、自治体DX推進計画に例示された、デジタル人材の確保や兼務配置についても支援を行うこと。

また、策定が予定されている自治体DX推進手順書については、どの自治体でも取り組むべきことが理解できるよう、活用しやすいものとする。

(2) 自治体DX推進に係る連絡システムの整備

現在、自治体DX推進計画概要において、共創プラットフォームを利用した対話が想定されている。この共創プラットフォームを国からの情報提供のポータルサイトと位置づけ、今後の自治体DX推進に係る各種通知・調査などは省庁横断で統一化すること。

2 社会保障・税番号制度に係る取組強化

(1) 地方自治体の財政負担に対する支援措置の拡充等

情報連携等に係る地方自治体の財政負担に対する支援措置を拡充すること。また、マイナンバーカードの活用範囲の更なる拡大を図り、マイナポータルの利便性とサービスの向上を図るとともに、カードの普及促進により、マイナンバー制度のインフラの最大限の活用を図る環境を整備すること。

(2) 制度の周知徹底等

国民に対して制度の趣旨、制度の仕組み、効果等について一層の周知徹底を図るとともに、セキュリティ対策に万全を期すこと。

8 基地対策関係予算の確保等について

我が国の安全保障政策の推進には、基地の安定使用が前提であり、基地周辺住民の理解と協力が不可欠である。そのため、基地関係市町村は、基地周辺住民の生活環境の整備や住民福祉の向上等、諸施策の充実に懸命の努力を傾注しているところである。しかしながら、基地関係市町村の行財政運営は、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい状況にある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 基地交付金・調整交付金の増額確保

固定資産税の代替的性格及び基地が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されている基地交付金・調整交付金を増額確保するとともに、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊が使用する全資産に拡大すること。

2 基地周辺対策経費の所要額確保

基地周辺対策事業については、近年、補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和がなされたががなされたが、今後更に補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和を図るとともに、所要額を確保すること。

特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、基地周辺住民の基地に対する更なる理解と協力を得るために重要な施策であることから、同交付金の所要額を確保すること。

3 米軍機による低空飛行訓練の中止

訓練空域周辺住民の日常生活への悪影響に鑑み、米軍機による低空飛行訓練が行われないう、米軍関係当局に対して、更なる働きかけを行うとともに、騒音被害が解消されるまでの間、国が責任を持って防音対策等の予算措置をはじめとした必要な措置を講じること。

9 治安対策の強化等について

我が国は、世界で最も安全な国と言われ、いわゆる「安全神話」を国民誰しもが当然に受け止めていた。

しかしながら、近年の犯罪は、国際化、広域化が進むとともに、インターネットを利用した犯罪が増加するなど、複雑・多様化している。

更に、各地で無差別犯罪が続発するとともに、犯罪に占める再犯者の割合が上昇傾向にあるなど、平穏な市民生活への重大な脅威となっている。

また、北朝鮮による拉致事件に関しては、依然として安否不明の拉致被害者問題など、多くの課題が残されている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 治安対策の強化

- (1) 暴力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪や薬物組織犯罪への取組を強化するとともに、留置場、拘置所など治安関係施設を整備拡充すること。
- (2) 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実、再犯防止推進のための人的・物的基盤を整備するとともに、地方自治体や民間団体等の関係者との連携・協力を図ること。
- (3) 来日外国人犯罪防止の観点から入国管理体制を強化すること。

2 運転免許証自主返納者に対する支援

高齢運転者が、運転免許証を返納しても生活を維持できる環境を整備し、地域における安全な生活を実現するため、各地方自治体が行う運転免許証の自主返納を促進する取組に対し、財政的な支援を行うこと。

3 拉致問題の全容解明と早期解決

北朝鮮による一連の拉致事件は、我が国の国家主権と国民の基本的人権にかかわる重大な問題であることから、事件の全容解明と早期解決に国を挙げて全力で取り組むこと。

10 所有者不明土地及び空き家対策について

所有者不明土地は、管理の放置による環境悪化を招くほか、公共事業の用地買収、災害の復旧・復興事業の実施の際に、所有者の探索に多大な時間と費用を要するなど、国民経済にも著しい損失を生じさせており、所有者不明土地等問題の解決は喫緊の課題となっている。

また、世帯数の減少等により、管理が行き届かない「空き家」が増加傾向にあり、地域の防災・衛生・景観等の悪化が懸念され、その対応が求められている。

所有者不明土地、空き家対策を地方自治体が積極的に進めていくためには、国による財政的な支援が不可欠であり、さらなる支援制度の整備、拡充等も必要となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 所有者不明土地対策について

(1) 地方自治体等が円滑に利活用・管理できる環境の整備

平成30年6月に成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、地方自治体等が所有者不明土地をより円滑に利活用、又は適切に管理できるよう、環境整備を行うこと。

また、地籍調査の円滑化・迅速化を図るとともに、改正された民事基本法制（民法・不動産登記法等）の円滑な施行に向けた周知等適切な対応を図ること。

2 空き家対策における財政支援等について

(1) 国の財政的な支援の創設、拡充

空家等対策計画に基づき自治体が行き届く空き家対策については特別交付税措置により支援することとされているが、市が所有者にかわって解体する場合（行政代執行）の費用や所有者への解体費用の助成について、国の財政的な支援の創設または拡充を行うこと。

(2) 関係法令の改正

(ア) 老朽危険空き家については、解体に関しての多くの制約があり、自治体の対応には限界があることから、自治体が直接かつ容易に解体を行うための法制度を整備すること。

(イ) 法の対象外である長屋においては、長時間放置される事例も多く見受けられることから、空家等対策の推進に関する特別措置法の対象に加え

ること。

(3) 空き家の適正管理

空き家の長期間の放置や増加を抑制するためには中古住宅の流通を促進させていくことが重要であることから、空き家バンクの運用や流通市場へ誘導するための所有者への働きかけなど、良質な中古住宅の流通促進に向けて自治体が行う取り組みに対し、財政的及び技術的な支援を行うこと。

11 領土・主権対策等について

戦後76年を経た現在、我が国には依然として領土問題が存在する。我が国は国際社会の法と秩序を遵守しながら、各事案の性質に応じて適切な対応を図っているものの、領土問題は、国家の主権にかかわる重大事項であり、問題の一日も早い平和的解決が望まれる。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 北方領土返還について

(1) 早期返還の実現

北方領土の早期返還を実現するため、断固たる決意と強い意志をもって、対口外交交渉を強力に推し進めるとともに、国内世論や国際世論の喚起高揚に向け、国内世論や国際世論の喚起をより一層図るための啓発活動及び青少年に対する北方領土教育の充実、さらには返還要求運動の後継者育成の強化等に取り組むこと。

(2) 北方領土隣接地域の振興対策等

北方領土問題が未解決であることにより、地域の望ましい発展が阻害されている北方領土隣接地域の疲弊を解消するため、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」等に基づく、北方領土隣接地域の振興対策等を充実促進すること。

また、北方領土元居住者に対する援護対策を充実し、速やかに実施すること。

(3) 北方四島における共同経済活動の実現

日露平和条約の締結に向けた重要な一歩として協議・検討が進められている「北方四島における共同経済活動」を具体的かつ着実に推進すること。

2 竹島の領有権確立について

我が国の主権を無視し、国際社会に向け、領土権を既成事実化しようとしている大韓民国に対して毅然とした対応をとるとともに、竹島の領有権に関し、さらなる国民の関心を高めるため、更なる国内世論の喚起や国際社会へのアピールなどの対策を強化すること。

12 日米地位協定の抜本的な改定及び 在沖米軍基地の負担軽減について

在日米軍基地周辺地域においては、戦後70年余が経過した今日においても、米軍機の墜落事故や市街地での騒音、演習による自然環境の破壊、米兵等による事件・事故など、在日米軍基地から派生する諸問題により、周辺地域の住民は、常に恐怖と危険にさらされている。

これまで、在日米軍基地から派生する事件・事故等が発生する度に多くの議会や自治体は、繰り返し嚴重に抗議及び要請し、抜本的解決を求めてきたところであるが、政府は、裁判権の行使に関する運用の見直しなど日米地位協定の運用改善により対応してきた。

しかし、在日米軍基地に起因する諸問題の解決には、日米地位協定の運用改善による対応では限界があり、抜本的改定が必要である。

よって、国においては、在日米軍基地に起因する様々な事件や事故から、国民の生命・財産及び人権を守るため、「日米地位協定の抜本的な改定」及び沖縄県民の切実な要望に応えるため、「在沖米軍基地の負担軽減」がなされるよう強く要望する。

13 人権救済制度の確立について

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで人権に関する各種の施策が講じられてきたが、今日においても、社会的身分や門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、子どもや高齢者等に対する虐待などの人権侵害が繰り返されている。

また、近年においては、インターネットを使用したプライバシーの侵害や差別情報の流布など、新たな人権侵害も増加しているほか、新型コロナウイルス感染症に関連して感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別も多数報告されている。

よって、国においては、人権問題の解決に向けて、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、実効性のある人権救済制度を確立するよう強く要望する。

